

議案第 19 号

使用料・手数料等の取扱いについて（その 1）

使用料・手数料等の取扱いのうち手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 3 月 22 日提出

長岡地域合併協議会
会長 森 民 夫

手数料の取扱い

手数料については、合併時に統一する。

ただし、協定項目「各種事務事業の取扱い」で提案する手数料については、除くものとする。

手数料の取扱いの調整方針案

- | | | |
|---|---------------------------------|------|
| 1 | 長岡市の制度に統一するもの | 36項目 |
| 2 | 越路町の制度に統一するもの | 1項目 |
| 3 | 中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の制度に統一するもの | 1項目 |

1 長岡市の制度に統一するもの

36項目

分科会名	項目	掲載頁	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町
管財	更正函関係	23頁						
税務・収納	租税公課に関する証明書 資産に関する証明書 住宅用家屋証明書 営業又は職業に関する証明書 その他の税務関係	23頁						
消防	災害被災証明関係 危険物施設許可申請等関係 その他の消防関係	24頁						
福祉・保健・健康	介護保険関係 保育料関係	24頁						
住民・国保・年金	戸籍・住民基本台帳関係 道路運送法車両法関係 国民健康保険関係	24頁		-	-	-		
環境	鳥獣飼養許可関係 狂犬病予防法に基づく犬の登録関係 一般廃棄物処理業許可関係	26頁						
農林	農地関係	27頁						
都市計画	都市計画法関係	28頁					-	-
建築住宅	租税特別措置法関係 建築基準法に規定する確認申請関係 建築基準法に規定する許可申請関係 新潟県建築基準条例に規定する認定申請関係 都市計画法に規定する許可等申請関係 住宅関係	28頁		-	-	-	-	-
道路・河川	自転車等放置防止条例関係 自転車駐車場条例関係 道路関係	32頁		-	-	-	-	-
下水道	下水道受益者負担金関係 浄化槽清掃業許可関係 排水設備指定工事店登録関係	32頁			-		-	
水道・ガス	給水装置の新設工事、改造工事検査 給水装置の増設工事検査 指定給水装置工事事業者指定 その他の水道関係	33頁		-				
農業委員会	農地法関係	34頁						

2 越路町の制度に統一するもの

1項目

水道・ガス	簡易内管施工登録店関係	34頁	-	-			-	-
-------	-------------	-----	---	---	--	--	---	---

3 中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の制度に統一するもの

1項目

住民・国保・年金	戸籍・住民基本台帳関係（一部）	34頁	-					
----------	-----------------	-----	---	--	--	--	--	--

一部事務組合が関係する手数料を含む。

1 長岡市の制度に統一するもの

管財分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 更正関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	閲覧手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1簿冊につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(2)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	

税務・収納分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 租税公課に関する証明書								長岡市の制度に統一する。
(1)	所得証明、非課税証明など	1件につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
2 資産に関する証明書								
(1)	評価証明、公課証明、名寄帳など	1枚につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(2)	評価通知	無料	同左	同左	同左	同左	同左	
3 住宅用家屋証明書								
(1)	住宅用家屋証明	1枚につき 250円	1件につき 1,300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
4 営業又は職業に関する証明書								
(1)	営業証明(個人、法人)	1件につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
5 その他の税務関係								
(1)	督促手数料	1通につき 100円	同左	同左	同左	同左	同左	
(2)	その他の証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	

消防分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案	
1 災害被災証明関係								長岡市の制度に統一する。	
(1)	火災、震災、風水害、雪害その他これらに類する災害に被災したことの証明	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	無料	1件につき 300円		
2 危険物施設許可申請等関係									
(1)	消防法関係手数料								
	消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査他(全102項目)	1件につき 5,400円他 (全102項目)	同左	同左	同左	同左	同左		
(2)	火災予防条例の規定によるタンク検査								
ア	水張検査	容量10,000ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円	1件につき 4,000円	1件につき 6,000円	1件につき 4,000円	1件につき 6,000円		1件につき 6,000円
		容量10,000ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円		1件につき 11,000円		1件につき 11,000円		
イ	水圧検査	容量600ℓ以下のタンク	1件につき 6,000円	-	1件につき 6,000円	-	1件につき 6,000円		1件につき 6,000円
		容量600ℓを超えるタンク	1件につき 11,000円	-	1件につき 11,000円	-	1件につき 11,000円		
3 その他の消防関係									
(1)	救急搬送証明	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円		
(2)	防火管理講習修了証明	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	無料	1件につき 300円		
(3)	暫定適マーク交付証明	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	無料	無料		
(4)	消防法令適合証明	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	無料	無料		
(5)	その他の手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円		

中之島町及び三島町の金額は、与板郷消防・斉場事務組合の手数料額。山古志村の金額は、小千谷地域広域事務組合の手数料額。小国町の場合は、新潟県柏崎地域広域事務組合の手数料額。

福祉・保健・医療分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 介護保険関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(2)	督促手数料	1通につき 100円	同左	同左	同左	同左	同左	
2 保育料関係								
(1)	督促手数料	1通につき 100円	無料	無料	無料	1通につき 100円	1通につき 100円	

住民・国保・年金分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 戸籍・住民基本台帳関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	戸籍の全部事項証明書 (戸籍謄本)	1通につき 450円	同左	同左	同左	同左	同左	
(2)	戸籍の個人・一部事項証明書 (戸籍抄本)	1通につき 450円	同左	同左	同左	同左	同左	
(3)	除籍の全部・個人・一部事項証明書 (除籍謄・抄本)	1通につき 750円	同左	同左	同左	同左	同左	
(4)	除籍の記載事項証明書	1件につき 450円	同左	同左	同左	同左	同左	
(5)	戸籍届書受理証明書・戸籍の 届出記載事項証明書 (婚姻等で上質紙で証明)	1通につき 350円 (1,400円)	同左	同左	同左	同左	同左	
(6)	届書その他受理書類の閲覧	1件につき 350円	同左	同左	同左	同左	同左	
(7)	附票の全部・一部事項証明書 (戸籍附票全員・個人)	1通につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(8)	住民票の写し(世帯全員・個人)	1通につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
(9)	除かれた住民票の写し	1通につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	長岡市の制度に統一する。
(10)	住民票記載事項証明書	1通につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(11)	住民票の閲覧	1世帯につき 200円	1件につき 300円	1世帯につき 300円	1枚60名記載 1枚300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(12)	印鑑登録	1件につき 200円	1件につき 300円	1件につき 200円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(13)	印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(14)	身分証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(15)	外国人登録に関する証明書	1通につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(16)	公的年金の証明書	無料	同左	同左	同左	同左	同左	
(17)	転出証明書	無料	同左	同左	同左	同左	同左	
(18)	認可地縁団体登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(19)	認可地縁団体印鑑登録証明書	1通につき 250円	1枚につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(20)	住民基本台帳カードの交付	1件につき 500円	1枚につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	
(21)	住民基本台帳カードの再交付	1件につき 500円	1枚につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	1件につき 500円	
2 道路運送法車両法関係								
(1)	臨時運行許可申請に対する審査	1両につき 750円	-	-	-	1両につき 750円	1両につき 750円	
3 国民健康保険関係								
(1)	証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	1件につき 300円	
(2)	督促手数料	1通につき 100円	同左	同左	同左	同左	同左	

環境分科会

手数料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 鳥獣飼養許可関係							長岡市の制度に統一する。
(1) 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付に係る手数料	1件につき 3,400円	同左	同左	同左	同左	同左	
2 狂犬病予防法に基づく犬の登録関係							
(1) 犬の登録	1頭につき 3,000円	同左	同左	同左	同左	同左	
(2) 狂犬病予防注射済票の交付	1件につき 550円	同左	同左	同左	同左	同左	
(3) 犬の鑑札の再交付	1件につき 1,600円	同左	同左	同左	同左	同左	
(4) 狂犬病予防注射済票の再交付	1件につき 340円	同左	同左	同左	同左	同左	
3 一般廃棄物処理業許可関係							
(3) 一般廃棄物処理業許可証交付手数料	1件につき 10,000円 変更許可 10,000円 再交付 2,000円	1件につき 2,000円 再交付 1,000円	1件につき 3,000円 再交付 1,000円	1件につき 3,000円 再交付 1,000円	1件につき 3,000円 再交付 1,000円	1件につき 1,600円 変更許可 800円 再交付 800円	

農林分科会

手数料名	長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 農地関係							長岡市の制度に統一する。
(1) 現況確認を伴う農地に関する証明書の交付	1通につき 700円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	
(2) 現況確認を伴わない農地に関する証明書の交付	1通につき 250円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	
(3) 農業経営等に関する証明書の交付	1通につき 250円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	
(4) 農地法による申請書の受理等に関する証明書の交付	1通につき 250円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	

都市計画分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 都市計画法関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	都市計画法第5条証明	1通につき 250円	1通につき 300円	1通につき 200円	1通につき 300円	-	-	
(2)	都市計画法第7条証明	1通につき 250円	1通につき 300円	1通につき 200円	1通につき 300円	-	-	
(3)	都市計画法第8条証明	1通につき 250円	1通につき 300円	1通につき 200円	1通につき 300円	-	-	

建築住宅分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案	
1 租税特別措置法(優良宅地造成認定申請及び優良住宅新築認定申請)関係								長岡市の制度に統一する。	
(1)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅造成認定申請)に対する審査	0.1ha未満	1件につき 86,000円	同左	-	-	-		
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 130,000円	同左	同左	-	-		
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 190,000円	同左	同左	-	-		
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 260,000円	同左	同左	1件につき 84,000円 (面積区分なし)	-		-
		1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円	同左	同左	-	-		
		3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円	同左	同左	-	-		
		6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円	同左	同左	-	-		
		10.0ha以上	1件につき 870,000円	同左	同左	-	-		

(2)	租税特別措置法第28条等に規定する優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請(優良住宅新築認定申請)に対する審査	100㎡以下	1件につき 6,200円	同左	同左	1件につき 6,100円	-	-	長岡市の制度に統一する。
		100㎡超 500㎡以下	1件につき 8,600円	同左	同左	1件につき 8,400円	-	-	
		500㎡超 2,000㎡以下	1件につき 13,000円	同左	同左	1件につき 12,000円	-	-	
		2,000㎡超 10,000㎡以下	1件につき 35,000円	同左	同左	1件につき 34,000円	-	-	
		10,000㎡超 50,000㎡以下	1件につき 43,000円	同左	同左	1件につき 42,000円	-	-	
		50,000㎡超	1件につき 58,000円	同左	同左	1件につき 42,000円	-	-	
		2 建築基準法に規定する確認申請関係							
(1)	建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認申請に対する審査他(全31項目)	1件につき 5,000円他 (全31項目)	-	-	-	-	-		
3 建築基準法に規定する許可申請関係									
(1)	建築基準法第7条の6第1項第1号の規程による仮使用の承認申請に対する審査他(全36項目)	1件につき 120,000円他 (全36項目)	-	-	-	-	-		
4 新潟県建築基準条例に規定する認定申請関係									
(1)	新潟県建築基準条例第5条第2項の規程による認定申請に対する審査	1件につき 27,000円	-	-	-	-	-		
5 都市計画法に規定する許可等申請関係									
(1)	都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可申請に対する審査他	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為	0.1ha未満	1件につき 8,600円	同左	同左	同左	-	-
			0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 22,000円	同左	同左	同左	-	-
			0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 43,000円	同左	同左	同左	-	-
			0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 86,000円	同左	同左	同左	-	-
			1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 130,000円	同左	同左	同左	-	-

手数料名			長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案	
(1)	都市計画法 第29条第1項 の規定に基 づく許可申請 に対する審 査他	ア 主として 住宅建築の 目的で行う開 発行為	3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 170,000円	同左	同左	同左	-	-	長岡市の制度に統一する。
			6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 220,000円	同左	同左	同左	-	-	
			10.0ha以上	1件につき 300,000円	同左	同左	同左	-	-	
	イ 主として 住宅以外の 建築で、業務 目的で行う開 発行為	0.1ha未満	1件につき 13,000円	同左	同左	同左	-	-		
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 30,000円	同左	同左	同左	-	-		
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 65,000円	同左	同左	同左	-	-		
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 120,000円	同左	同左	同左	-	-		
		1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 200,000円	同左	同左	同左	-	-		
		3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 270,000円	同左	同左	同左	-	-		
		6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 340,000円	同左	同左	同左	-	-		
		10.0ha以上	1件につき 480,000円	同左	同左	同左	-	-		
		ア、イ以外の 開発行為	0.1ha未満	1件につき 86,000円	同左	同左	同左	-	-	
	0.1ha以上 0.3ha未満		1件につき 130,000円	同左	同左	同左	-	-		
	0.3ha以上 0.6ha未満		1件につき 190,000円	同左	同左	同左	-	-		
	0.6ha以上 1.0ha未満		1件につき 260,000円	同左	同左	同左	-	-		
1.0ha以上 3.0ha未満	1件につき 390,000円		同左	同左	同左	-	-			
3.0ha以上 6.0ha未満	1件につき 510,000円		同左	同左	同左	-	-			
6.0ha以上 10.0ha未満	1件につき 660,000円		同左	同左	同左	-	-			
10.0ha以上	1件につき 870,000円		同左	同左	同左	-	-			

(2)	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく変更許可申請(開発行為変更許可申請)に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは870,000円とする。			-	-		
		ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額			-	-		
		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額			-	-		
		ウ その他の変更については、10,000円			-	-		
(3)	都市計画法第41条第2項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 46,000円	同左	同左	同左	-	-	
(4)	都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく許可申請に対する審査	1件につき 26,000円	同左	同左	同左	-	-	
(5)	都市計画法第43条の規定に基づく許可申請(開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請)に対する審査	敷地面積						
		0.1ha未満	1件につき 6,900円	同左	同左	同左	-	-
		0.1ha以上 0.3ha未満	1件につき 18,000円	同左	同左	同左	-	-
		0.3ha以上 0.6ha未満	1件につき 39,000円	同左	同左	同左	-	-
		0.6ha以上 1.0ha未満	1件につき 69,000円	同左	同左	同左	-	-
		1.0ha以上	1件につき 97,000円	同左	同左	同左	-	-
(6)	都市計画法第45条の規定に基づく承認申請(開発許可を受けた地位の承継の承認申請)に対する審査	ア 主として住宅建築の目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ha未満のもの	1件につき 1,700円	同左	同左	同左	-	-
		イ 主として住宅以外の建築で、業務目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ha以上のもの	1件につき 2,700円	同左	同左	同左	-	-
		ウ ア、イ以外のもの	1件につき 17,000円	同左	同左	同左	-	-
(7)	都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 470円	同左	同左	同左	-	-	
(8)	都市計画法施行規則第60条による証明	1通につき 250円	1通につき 300円	1通につき 300円	1通につき 300円	-	-	
6 住宅関係								
(1)	督促手数料(住宅使用料)	1通につき 100円	-	-	-	-	1通につき 100円	
(2)	自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明書)の交付	1件につき 250円	-	無料	1件につき 300円	-	1件につき 300円	

長岡市の制度に統一する。

道路・河川分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 自転車等放置防止条例関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	返還手数料	自転車	1件につき 1,400円	-	-	-	-	
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-	-	-	-	
2 自転車駐車場条例関係								
(1)	返還手数料	自転車	1件につき 1,400円	-	-	-	-	
		原動機付自転車	1件につき 2,100円	-	-	-	-	
3 道路関係								
(1)	道路幅員証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	-	-	-	-	

下水道分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 下水道受益者負担金関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	督促手数料	1通につき 100円	1通につき 100円	-	-	-	1通につき 100円	
(2)	納付証明手数料	1件につき 250円	1件につき 300円	-	1件につき 300円	-	1件につき 300円	
2 浄化槽清掃業許可関係								
(1)	浄化槽清掃業許可証交付手数料	1件につき 5,000円	1件につき 1,000円	1件につき 6,000円	1件につき 5,000円	1件につき 5,000円	1件につき 1,600円	
(2)	浄化槽清掃業許可証交付手数料 再交付	1件につき 1,000円	1件につき 500円	1件につき 1,200円	1件につき 1,000円	1件につき 1,000円	1件につき 800円	
3 排水設備指定工事店登録関係								
(1)	排水設備指定工事店 登録手数料	無料	新規10,000円 更新 5,000円	無料	1件につき 5,000円	-	無料	

水道・ガス分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1	給水装置の新設工事、改造工事(増設工事を除く。)検査		1	2	3		3	長岡市の制度に統一する。 平成16年度に長岡市の体系を見直す。
(1)	13mm～20mm	1件につき 6,000円	(1件につき) 5,000円	東部地区 設計審査、 工事検査 1件につき 1,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円	1件につき 300円	
(2)	25mm～30mm	1件につき 12,000円	(1件につき) 9,000円	西部地区 1件につき 300円				
(3)	40mm～50mm	1件につき 24,000円	(1件につき) 12,000円					
(4)	75mm以上	1件につき 40,000円	(1件につき) 30,000円					
2	給水装置の増設工事検査							長岡市の制度に統一する。 平成16年度に長岡市の体系を見直す。
(1)	13mm～20mm	1件につき 3,000円	(1件につき) 3,000円	東部地区 設計審査、 工事検査 1件につき 1,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円	設計審査 1件につき 2,000円 工事検査 1件につき 1,000円	1件につき 300円	
(2)	25mm～30mm	1件につき 6,000円	(1件につき) 5,000円	西部地区 1件につき 300円				
(3)	40mm～50mm	1件につき 12,000円	(1件につき) 7,000円					
(4)	75mm以上	1件につき 20,000円	(1件につき) 10,000円					
3	指定給水装置工事業業者指定	1件につき 10,000円	(1件につき) 10,000円	無料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円	無料	長岡市の制度に統一する。
4	その他の水道関係							
(1)	消防演習立会手数料	無料	(無料)	無料	1件につき 2,000円	1件につき 2,000円	無料	
(2)	開閉栓手数料	無料	(無料)	東部地区 無料 西部地区 1件につき 2,400円	1件につき 1,000円	無料	1件につき 2,400円	
(3)	証明手数料	1件につき 250円	-	-	-	-	-	

1 ()は、見附市から給水を受けており、見附市が設定した手数料額である。

2 越路町については、東部地区が町企業課から、西部地区は小国町越路町水道企業団から給水を受けており、手数料額もそれぞれが設定した手数料額である。

3 三島町の金額は、与板町外2ヶ町村水道企業団の手数料額。小国町の場合は、小国町越路町水道企業団の手数料額。

農業委員会分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 農地法関係								長岡市の制度に統一する。
(1)	現地確認が必要な証明書	1通につき 700円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	
(2)	その他証明書(下記除く)	1通につき 250円	1枚につき 300円	1通につき 300円	無料	無料	無料	
(3)	経営状況(耕作者)証明で、農地法の許可申請書、農地競売買受適格者証明書交付申請書、利用権設定申出書などに添付する場合	無料	無料	無料	無料	無料	無料	
(4)	農地等競売(公売)買受適格者証明書	無料	無料	無料	無料	無料	無料	

2 越路町の制度に統一するもの

水道・ガス分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 簡易内管施工登録店関係								越路町の制度に統一する。
(1)	簡易内管施工登録店登録手数料	-	¹ (1件につき) 10,000円	1件につき 15,000円	² 1件につき 16,000円	-	-	
(2)	簡易内管施工登録店更新手数料	-	(1件につき) 10,000円	1件につき 5,000円	1件につき 16,000円	-	-	

1 ()は、見附市から供給を受けており、見附市が設定した手数料である。

2 三島町の金額は、三島町・与板町ガス企業団の手数料額。

3 中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の制度に統一するもの

住民・国保・年金分科会

手数料名		長岡市	中之島町	越路町	三島町	山古志村	小国町	調整方針案
1 戸籍・住民基本台帳関係(一部)								中之島町、越路町、三島町、山古志村、小国町の制度に統一する。
(1)	戸籍の記載事項証明書	-	1件につき 350円	1件につき 350円	1件につき 350円	1件につき 350円	1件につき 350円	